



四万十町子育て世帯 住宅取得支援事業補助金

町内に持家を取得する子育て世帯を応援します！

持家支援



50万円
+
50万円
= **最大 100万円**

※ 対象経費の1/2以内で上限50万円。
また、農山村地域は1/4以内で上
限50万円の加算があります。

●補助金の交付要件

【対象者の要件】

- ① 新たに町内に住宅を取得される方。
- ② 居住者全員が住民登録し、5年以上継続して居住する意思のある方。
- ③ 交付申請時において、満12歳以下の子どもを扶養している世帯。
- ④ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ⑤ 3親等以内の親族からの住宅取得でないこと。
- ⑥ 居住者が、町税等を滞納していないこと。
- ⑦ 居住者が、暴力団等排除措置対象者でないこと。
- ⑧ 地域行事への参加など積極的に地域に関わっていく意思があること。

【住宅の要件】

- ① 居住を目的とした建築物であること。
- ② 取得対価を伴うものであること。
- ③ 新築の場合は合併処理浄化槽を設置(公共下水道等の排水処理区域内において管理組合に加入)すること。

●補助金交付手続きの流れ

① お申込み ※原則として請負契約又は売買契約の締結前に行ってください。

➤ 事前審査申込書に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 同意書兼誓約書(様式第1-1号)
- ・ 同居者全員の住民票(続柄の記載があるもの)
- ・ 住宅の取得費用が確認できるもの(見積書等の写し)
- ・ 取得する住宅の付近見取図、平面図(間取り図)等

■ 審査により要件の適合が認められた場合は、内示通知書を交付します。

② 内示通知を受けた後、住宅を取得



取得手続き完了！！

③ 居住開始後、90日以内に交付申請

➤ 補助金交付申請書に次の書類を添えて提出してください。

- ・ 売買契約書等取得対価のわかる書類の写し
- ・ 建物の登記事項証明書の写し、又は住宅引渡書の写し
- ・ 住宅の平面図(間取り図)等
- ・ 住宅の現況写真
- ・ 同居者全員の住民票(続柄の記載があるもの)

■ 審査により補助金の交付が認められた場合は、決定通知書を交付します。

④ 決定通知を受けた後、補助金交付請求書を提出

■ 請求書を受理した日から30日以内に補助金をお支払い
(口座振込)します。



この補助金のほか、若者定住促進支援事業補助金、町産材利用促進事業補助金、浄化槽設置整備事業費補助金等も併用できる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

建設課 22-3120 大正地域振興課 27-0111 十和地域振興課 28-5111